

3

計画策定の背景

(1) 国の動き

第5次男女共同参画基本計画の策定

国では、男女共同参画社会基本法(平成11(1999)年6月)に基づき、男女共同参画基本計画(平成12(2000)年12月)を策定しました。令和2(2020)年12月25日には、第5次男女共同参画基本計画が策定され、以下のような4つの目指すべき社会が掲げられており、4つの政策領域が示されています。

【目指すべき社会】

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と強調する社会

I あらゆる分野における女性の参画拡大

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

ワーク・ライフ・バランスの推進

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をめざし、「**仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章**」（平成19（2007）年12月）が策定されました。さらに、これを実現するため「**仕事と生活の調和推進のための行動指針**」が策定されました。

行動指針で示された取組

- ①企業、働く者の取組
- ②国民の取組
- ③国の取組
- ④地方公共団体の取組

ストーカー行為等への規制

ストーカー行為を処罰する等、ストーカー行為等について必要な規制を行い、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とした「**ストーカー行為等の規制等に関する法律**」（ストーカー規制法）が平成12（2000）年に制定され、平成28（2016）年12月に改正されました。

改正におけるポイント

●規制対象行為の拡大等（2条）

規制対象行為である「つきまとい等」として、次の行為を追加。

- ①住宅等の付近をみだりにうろつくこと
- ②SNSのメッセージ送信等、ブログ等の個人のページにコメント等を送ること

配偶者からの暴力の防止

配偶者からの暴力に係る通報や相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に、「**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**」（配偶者暴力防止法）が平成13（2001）年に制定されました。平成25（2013）年7月と令和元年6月に改正されています。

改正におけるポイント

- 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、この法律の適用対象としました。
- 児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

女性の活躍推進

自らの意思により職業生活を営み又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要とされています。女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が平成27(2015)年9月に制定されました。令和元(2019)年6月には、法改正を行いました。

改正された3つのポイント

(令和元(2019)年6月改正)

- ①一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大
- ②女性活躍に関する情報公表の強化
- ③特例認定制度(プラチナえるぼし)の創設

仕事と家庭が両立できる社会の実現

子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の労働者の仕事と家庭の両立支援を進めるため「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)が平成29(2017)年10月に改正されました。

改正された3つのポイント

(平成29(2017)年10月改正)

- ①育児休業期間の延長
- ②育児休業等制度の個別周知
- ③育児目的休暇の新設

令和元(2019)年12月に改正育児・介護休業法施行規則及び改正指針が公布又は告示されました。この改正により、令和3(2021)年1月からは、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

職場におけるハラスメントの対策

令和元(2019)年6月に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正されました。この改正により、職場におけるパワー・ハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

改正におけるポイント

- ①パワー・ハラスメント対策の法制化
- ②セクシュアル・ハラスメント等防止対策の実効性の向上

(2) 都の動き

東京都においても、男女平等参画の促進や配偶者からの暴力対策として、以下のような取組、施策を進めてきました。

男女平等参画の促進

東京都では、性別に関わりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参加し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現をめざし「男女平等参画のための東京都行動計画～チャンス&サポート東京2012」(平成24(2012)年3月)を策定しました。

配偶者からの暴力対策

平成16(2004)年の法改正により、都道府県に基本計画の策定が定められたことを受けて、「東京都配偶者暴力対策基本計画」(平成18(2006)年3月)を策定しました。平成21(2009)年3月、平成24(2012)年3月改定に続き、平成29(2017)年3月に改定を行いました。

平成29(2017)年3月の改定では、「東京都男女平等参画推進総合計画」を構成する計画の1つとして位置づけられています。

誰もが自分らしく暮らせる社会を築くために

平成29(2017)年3月に、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現をめざし「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されました。この計画は、「男女平等参画のための東京都行動計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画を改定したものです。

「男女平等参画のための東京都行動計画」の改定にあたっては、女性の活躍推進という視点を追加・充実させ、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」として一体的に策定されました。

東京都男女平等参画推進総合計画

東京都女性活躍推進計画

東京都配偶者暴力対策基本計画

東京都女性活躍推進計画

基本理念

- ①男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- ②男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択できる社会
- ③男女が家庭生活及び社会活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

重点課題

- ①働く場における女性に対する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進
- ②働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現
- ③地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大
- ④男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組

東京都配偶者暴力対策基本計画

都の配偶者等暴力対策を推進していくために、次の3つを中心的視点としています。

- ①暴力の背景の正しい認識と暴力を許さない社会の形成に向けた啓発
- ②被害者等の安全確保と本人の意思を尊重した継続的な支援
- ③都と区市町村、民間団体等関係機関の相互連携と役割分担

(3) 区の動き

区では、これまで以下のような取組を行ってきました。

年	動き	内容
平成8 (1996)年	第3期大田区男女平等推進 プラン策定	固定的性別役割分担意識の払拭、審議会等政策 決定過程への女性の参画等を推進
平成9 (1997)年	第1期大田区男女平等推進 区民会議設置	学識経験者、団体推薦、公募の区民で構成され る会議で、区民と区のパートナーシップの役割 を果たす
平成12 (2000)年	大田区男女平等推進センター 「エセナおおた」開館	愛称・シンボルマークを前年に公募、「エセナ おおた」が誕生 運営委員会発足 区民自主運営講座開始
平成13 (2001)年	第4期大田区男女平等推進 プラン策定	人権尊重を基本理念として、区民会議と職員会 議で「区民の役割」「区の責務」を規定
平成14 (2002)年	大田区男女平等推進センター 区民自主運営委員会設置	区民の自主的運営センターとして、男女平等推 進事業を実施(平成16年、センターの管理運営 を指定管理者に委託)
平成18 (2006)年	第5期大田区男女共同参画 推進プラン策定	「男女共同参画に関する意識調査」結果に基づ く区民会議の提言を受けて策定
平成23 (2011)年	第6期大田区男女共同参画 推進プラン策定	第5期推進プランの理念を継承しつつ、区民会 議により、ワーク・ライフ・バランスの推進を 重点とすべきとの提言を重視して策定
平成27 (2015)年	大田区配偶者暴力の防止 及び被害者保護等のための 計画策定	DV防止法の第2条の3第3項に基づく基本 計画で、国の基本的な方針に則し、東京都配偶 者暴力対策基本計画を勘案して策定
平成28 (2016)年	第7期大田区男女共同参画 推進プラン策定	区民会議の委員が「そのようなまちをめざした い」という思いから、「誰もが認め合い、笑顔 がつながるまち おおた」の理念を設定
平成30 (2018)年	大田区配偶者暴力相談支援 センター機能の整備	「人権・男女平等推進課」及び「大田区福祉事 務所」を機能整備、「DV相談ダイヤル」を開設
平成31 (2019)年	第12期大田区男女共同参画 推進区民会議設置	新しい時代における男女共同参画社会の実現 に向けた検討